

全ての地方公務員

特別職

(地方公務員法第3条第3項)

特別職は地方公務員法
第3条第3項に規定する職

【例】 議員
市長
副市長
教育長
条例で定める委員
非常勤の消防団員
非常勤の調査員
非常勤の顧問
など

地方公務員の育児休業等
に関する法律の対象外

一般職

(地方公務員法第3条第2項)

常勤職員

職	育休 取得
定年前正規職員	○
再任用職員	○
任期付職員 (※1)	○
臨時的任用職員 (※2)	×

※1 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律に規定する常勤職員
であり、本市は制度化されていません。

※2 地方公務員法第22条の3の規定に基づき、
緊急的に正規職員の代替えとして任用する
常勤職員です。(任用期限あり)

非常勤職員

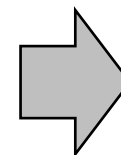
職	育休 取得
会計年度任用職員	○
再任用短時間勤務職員	×
任期付短時間勤務職員 (※3)	×

※3 地方公共団体の一般職の任期付職員
の採用に関する法律に規定する短時間勤務
職員であり、本市は制度化されていません。

令和3年8月 人事院は妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援の対応策を報告

(1) 男性職員の 育児休業取得の促進

現行：原則1回まで
+
子の出生後8週間
以内に1回まで



改正後：原則2回まで
+
子の出生後8週間
以内に2回まで

➡地方公務員の育児休業等に関する法律の改正

令和4年10月1日法律施行

(2) 不妊治療のための 休暇の新設

不妊治療のための休暇（有給5日）を新設
常勤職員・非常勤職員いずれも対象

➡正規職員及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則を改正

令和4年1月1日規則施行

(3) 非常勤職員に対する 両立支援

- ・配偶者出産休暇（3日）及び育児参加のための休暇（5日）の新設
並びに産前産後休暇の有給化 ➡令和4年1月1日規則施行
- ・育児休業取得要件「在職期間が1年以上」の規定廃止 ➡令和4年4月1日条例施行
- ・子の看護休暇及び短期介護休暇の取得要件の緩和…「6月以上継続勤務」の要件を
「6月以上の任期又は6月以上継続勤務」に緩和 ➡令和4年4月1日規則施行
- ・非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和及び柔軟化 ➡議案